

総会決議

日本の被爆者運動は、この1年、確かな前進への1歩を刻みました。

核兵器廃絶の課題では、2015年NPT再検討会議第1回準備委員会などで、日本被団協代表が「核兵器禁止条約の協議を直ちに始めよう」と訴え、この呼びかけに応じて「非人道の核兵器の廃絶」の決議が採択されるなど、「核なき世界」を求める世界の潮流を押し進めました。この会議で展示された日本被団協制作のパネル「ヒロシマ・ナガサキ 原爆と人間」が世界の人びとの注目を集めるなどの成果を上げました。

しかし、核兵器廃絶をめぐる課題では、「世界終末時計」がイラン、北朝鮮の核疑惑、福島原発事故による放射線汚染を懸念して、これまでの6分から5分に短縮されるという不安な状況があります。アメリカ・ロシアの間で核弾頭を削減する作業はあるものの、その一方でアメリカは、Zマシンという新たな核兵器実験を重ねるなど、核兵器の実戦配備を前提にした核抑止戦略を維持しつづけています。

原爆症認定訴訟では、10年におよんだ裁判をたたかいぬき、30判決のうち29判決で被爆者・原告勝利という圧倒的勝利の中で終結を迎えることができました。

この成果を土台に、原爆症認定基準が2度改正され、「原爆症認定制度に関する検討会」で制度そのものの検討がすすめられています。日本被団協は「提言」を発表し認定制度の抜本的改正を求めています。厚労省は「司法と行政の乖離」を埋める任務に目をつむり、被爆の実相に全く反する主張をいまも繰り返しています。

福島原発事故は、日本中を放射能の汚染・拡散への不安と恐怖に落とし入れました。原爆投下の際の放射性降下物による放射能汚染、残留放射線が及ぼす被害を軽視し、ヒロシマ・ナガサキに学ぼうとしなかった日米両国政府の放射線対策の欠陥と誤りが、フクシマで一挙に露呈し、世界中に不安を拡散させているのです。日本被団協が事故直後に提起した「健康管理とその記録」などの諸対策が、いまだに政府の方針として実施されていないことは遺憾であり、早急な実施を要求するものです。

日本被団協は、現行法を改正して、国の償いを明記すること、原爆症認定制度を抜本的に改定することを要求し、そのための運動を始めています。被爆70周年に当たる2015年を達成目標とするこの運動は、被爆者だけではとうてい実現できません。

そのため日本被団協は、国民各層の個人、団体、地方自治体、国会議員に呼びかけ、運動成功のために輪を組んでくださるよう要請しています。

改正の中でとくに重視しているのが核兵器廃絶を明確にし、死没者補償を含む被爆者対策を「国の償い」として位置づけることです。

現行法が制定されたとき、日本被団協は、被爆者の「魂」ともいえる核兵器のすみやかな廃絶と国家補償を拒否したことに抗議し、これらの要求を実現するため努力と運動を続けると声明しました。法制定から18年経って、世界と国内の情勢が大きく変わってきたいまこそ、この「魂」を法の中心柱に据えよと要求する時がきたのです。

被爆者は命ある限り、この2つの「魂」を法の中に位置づけることを要求して運動を広げること
を宣言します。

2012年6月6日

日本原水爆被害者団体協議会第57回定期総会